

議第3号

令和4年度滋賀県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和4年度滋賀県の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 229,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

上記の議案を提出する。

令和4年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 3,896
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,896
2 繰 越 金		108,382
	1 繰 越 金	108,382
3 諸 収 入		116,922
	1 県 預 金 利 子	46
	2 貸 付 金 元 利 収 入	116,503
	3 雑 入	373
歳 入 合 計		229,200
歳 出		
款	項	金 額
1 健 康 医 療 福 祉 費		千円 160,598
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費	160,598
2 公 債 費		68,602
	1 公 債 費	68,602
歳 出 合 計		229,200